

西部総合処理センター焼却施設
整備・運営事業

要求水準書
(案)
【共通編】

令和7年1月

西 宮 市

目次

第1章 総則	1
第1節 共通事項	1
1 経緯と概要	1
2 本事業の目的	1
3 本書（要求水準書）について	1
4 疑義	2
5 変更	2
6 契約金額の変更	2
第2節 施設整備の基本方針	2
1 施設整備基本計画方針	2
2 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組方針	3
第3節 事業概要	3
1 事業名	4
2 建設場所	4
3 敷地面積	4
4 施設規模	4
5 立地条件	4
6 事業期間	5
7 事業方式	7
8 解体撤去する施設	7
9 事業範囲	8
10 本事業における搬入不適物に関する責任分界点	11
11 本施設の整備及び運営・維持管理に係る対価	11
12 地域経済への貢献	11
13 関係法令等の遵守	11
14 処理対象物	12
15 計画処理量	13
16 処理対象物の計画性状	14
17 想定搬入出車等（参考）	14
18 搬出入日及び搬出入時間（予定）	15
19 処理条件	15
20 公害防止基準	16
21 焼却残渣（焼却灰及び飛灰）基準値	19
22 白煙防止基準	20
第2章 性能保証・引渡条件等	21
第1節 性能保証	21
1 保証事項	21
2 予備性能試験	21
3 引渡性能試験	21
第2節 整備期間終了後の引渡条件	25
第3節 本施設の基本性能及びその維持	26
第4節 運営期間終了後の引渡条件	26
1 本施設の性能に関する条件	26
2 本業務の引継ぎに関する条件	26
3 その他	27
第5節 契約不適合責任	27
1 契約不適合責任	27
2 契約適合検査	28
3 契約適合確認の基準	28

添付資料リスト

- 添付資料 1 : 全体配置図
 ① 西部総合処理センター及び環境事業部庁舎
 ② 現状の車両動線図
- 添付資料 2 : 敷地測量データ
- 添付資料 3 : 既存施設の図面等
 ① 西部総合処理センター-パンフレット
 ② 西部総合処理センター焼却施設-建築竣工図 (管理棟・計量棟・守衛棟含む)
 ③ 西部総合処理センター焼却施設-プラント竣工図 (抜粋)
 ④ 西部総合処理センター破砕選別施設-建築竣工図
 ⑤ 西部総合処理センター破砕選別施設-プラント竣工図
 ⑥ 西部総合処理センターリサイクルプラザ 建築竣工図
 ⑦ 環境事業部庁舎-建築竣工図
 ⑧ 西部総合処理センター焼却施設 防水・外壁改修工事 [平成29年度]
 ⑨ 既存緑地範囲図 (西部総合処理センター焼却施設-植栽工事実施設計図)
 ⑩ 既存共同溝の図面
 ⑪ 各建築物の構造計算書
 ⑫ 焼却施設・計量棟等の数量一覧 [出来高調書金抜き]
 ⑬ 西宮市土木局営繕部特記仕様書
- 添付資料 4 : 地質調査結果
 ① 用地地盤関係資料綴り [平成元年～平成5年3月]
 ② 西部総合処理センター建設に伴う地質調査委託業務報告書 [平成5年3月]
 ③ 西部総合処理センター焼却施設建設工事追加土質調査報告書 [平成6年3月]
 ④ 西部総合処理センター用地沈下観測業務報告書 [平成5年3月]
- 添付資料 5 : 事業用地の法規制の状況
- 添付資料 6 : 土壌汚染関連調査結果
 ① 地歴調査報告書 (調整中)
- 添付資料 7 : アスベスト・PCB等事前調査結果
 ① 机上調査結果
 ② 試料採取・分析結果
- 添付資料 8 : 既存ユーティリティ取合い等
 ① 上水・工業用水・汚水・雨水・都市ガス・蒸気
 ② 系統連系に係る接続検討回答 (調整中)
- 添付資料 9 : 各種届出資料
 ① 新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書 (調整中)
 ② 都市計画条例第9条の2第1項に基づく計画策定段階協議済通知書 [令和6年3月]
- 添付資料10 : ごみ等の搬入・処理に関する現況と計画
 ① 西宮市一般廃棄物処理基本計画 [令和5年12月]
 ② ハローごみ【令和4年現在のごみ分別区分】※令和14年度区分は基本計画参照

- ③ 西宮市鳥獣被害防止計画〔令和4年度〕
- ④ 搬出入台数実績
- ⑤ 動物死体の受入実績
- ⑥ 既存施設での搬出物等性状分析内容
- ⑦ ごみ質分析実績

添付資料11 : 新施設の整備に関する事前検討内容（参考）

- ① 廃棄物エネルギー利活用計画〔令和3年3月〕
- ② 施設整備基本構想〔令和4年11月〕
- ③ 施設整備基本計画〔令和6年3月〕
- ④ 竣工時の全体配置イメージ（施設整備基本計画より）
- ⑤ 施設全景パース（施設整備基本計画より）
- ⑥ 工事手順図（施設整備基本計画より）
- ⑦ 搬入・搬出車両サイズ
- ⑧ プラットホーム内の車両動線検討条件
- ⑨ 搬入車両渋滞シミュレーション（施設整備基本計画より）

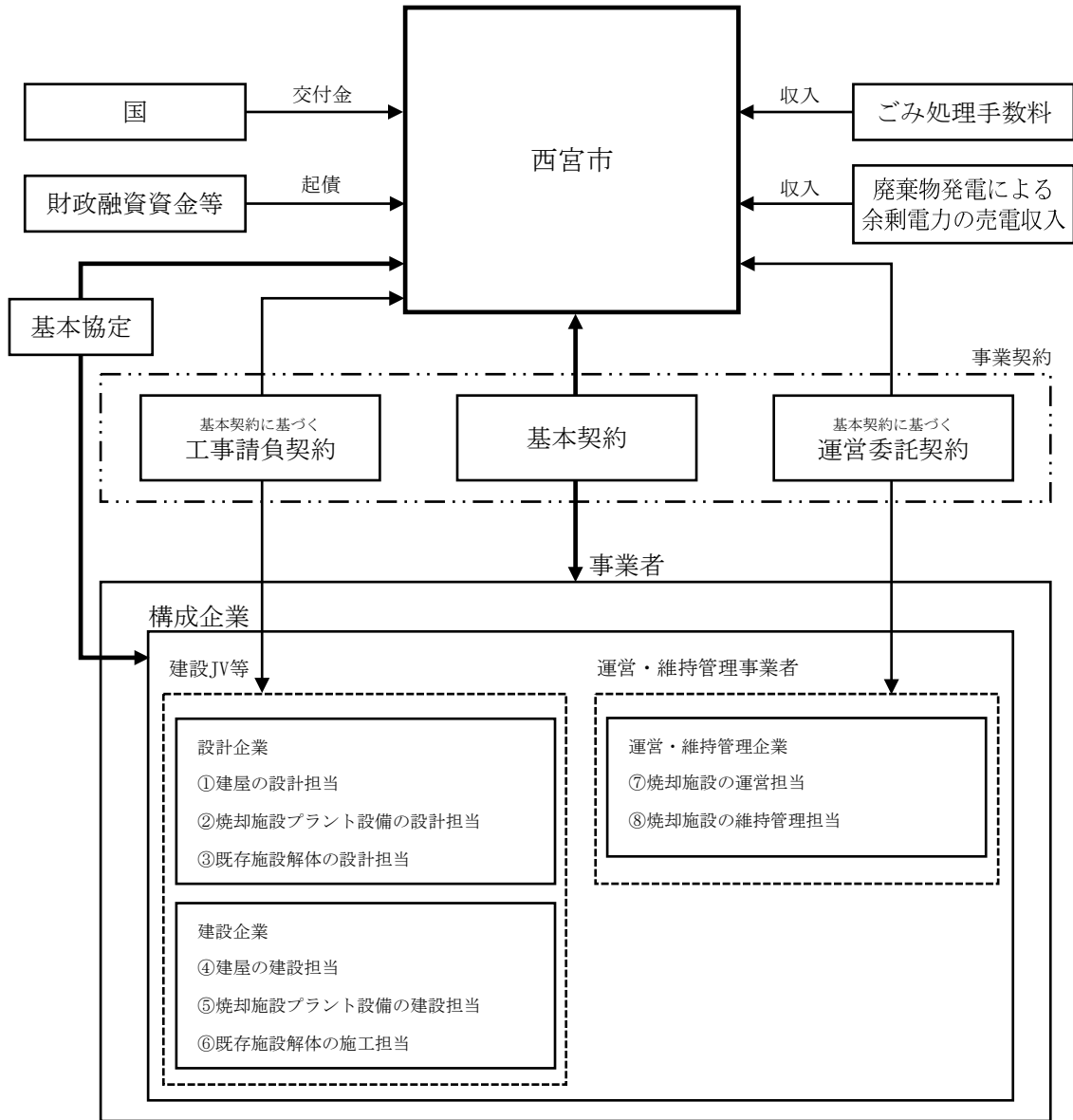
【用語】

本書において特に記載がない場合は以下のとおりの意味である。

- 市 : 西宮市をいう。
- 本事業 : 西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業をいう。
- 整備 : 本施設の設計及び建設（既存施設の解体を含む）をいう。
なお、新焼却施設の建設及び既存焼却施設の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画である。また、交付金裏及び交付対象外については地方債（一般廃棄物処理事業債）を適用する計画である。さらに、地方税法702条により都市計画法に基づいて行う都市計画事業には都市計画税が使用できるとされており、都市計画法第11条第1項3号によりごみ焼却場は都市施設とされていることから、施設整備費には都市計画税を充当する計画である。
- 設計 : 事業者が本書及び技術提案書に基づき行う設計（実施設計）をいう。
- 建設 : 事業者が本書及び技術提案書、事業者が本事業において作成する実施設計図書等に基づき行う本施設の建設（既存施設の解体を含む）をいう。なお、解体撤去工事は、本施設の整備において、建設用地内に現存する廃棄物処理施設等を順次解体撤去するものである。
- 運営・維持管理 : 事業者が行う本施設の運営（供用、維持管理、補修等を含む）をいう。
- 本書 : 西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業要求水準書（添付資料を含む）をいう。
- 技術提案書 : 要求水準書を基に入札参加者が市へ提出する本施設の整備及び運営・維持管理に関する提案図書をいう。
- 基本設計図書 : 入札参加者が提出する提案図書のうち、各種図面や計算書を含む設計図書をいう。具体的には入札説明書に提出物の項目を示す。
- 契約設計図書 : 落札者が市との契約に当たり、基本設計図書を基に作成し提出するものをいう。
- 実施設計図書 : 事業者が設計業務において作成する図書をいう。
- 本施設 : 本事業で整備する新焼却施設（運営・維持管理事業者の事務所を含む）、仮施設（仮設ランプウェイ、仮設計量棟、仮設ガス元弁小屋、仮設構内道路等）、その他施設（計量棟、管理棟、外構施設等）を総称していう。本事業で既存焼却施設等を解体した跡地に整備する外構も含むものとする。
- 新焼却施設 : 現行の循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）として整備するものである。そのため、『エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課』より、以下の要件を満たす必要がある。
・エネルギー回収率22.0%相当以上とすること。
・施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準に適合すること。また、一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること。ただし、循環型社会形成推進交付金に係る基準とする。
・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること。
・災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること。
※詳細は上述マニュアルを参照し、適切に実施すること。
- 仮施設 : 本事業において敷地内建替工事を実施するに当たり、既存施設の機能を維持するために整備する仮施設（仮設ランプウェイ、仮設計量棟、仮設ガス元弁小屋、仮設構内道路等）の全般をいう。
- その他施設 : 計量棟、市職員事務所や見学者説明室等を含む管理棟、外構施設等（構内道路、駐車場・駐輪場、植栽、浄化槽、雨水排水施設等）をいう。なお、管理棟は新焼却施設との合棟でも可とする。
- ハイブリッド型直営方式 : Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法と、運営・維持管理において一部を直営で行う方式を複合させた方式をいう。
- 事業者 : 市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業、及びSPC（Special-Purpose-Company：構成企業が本事業のうち運営・維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社）（SPCを設立する場合）で構成される。なお、本書内で「事業者」と記載する場合、建設JV等を指す場合や、運営・維持管理事業者を指す場合があるため、記載場所に応じて適宜判断するものとする。
- 設計企業 : 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。なお、建屋の建築設計は、焼却施設のプラント設計企業が担うこと。
- 建設企業 : 事業者のうち本施設の建設、及び既存施設の解体を行う者をいう。
- 運営企業 : 事業者のうち本施設の運営業務を行う者をいう。
- 維持管理企業 : 事業者のうち本施設の維持管理業務を行う者をいう。
- 入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
- 構成企業 : 入札参加者を構成する企業をいう。

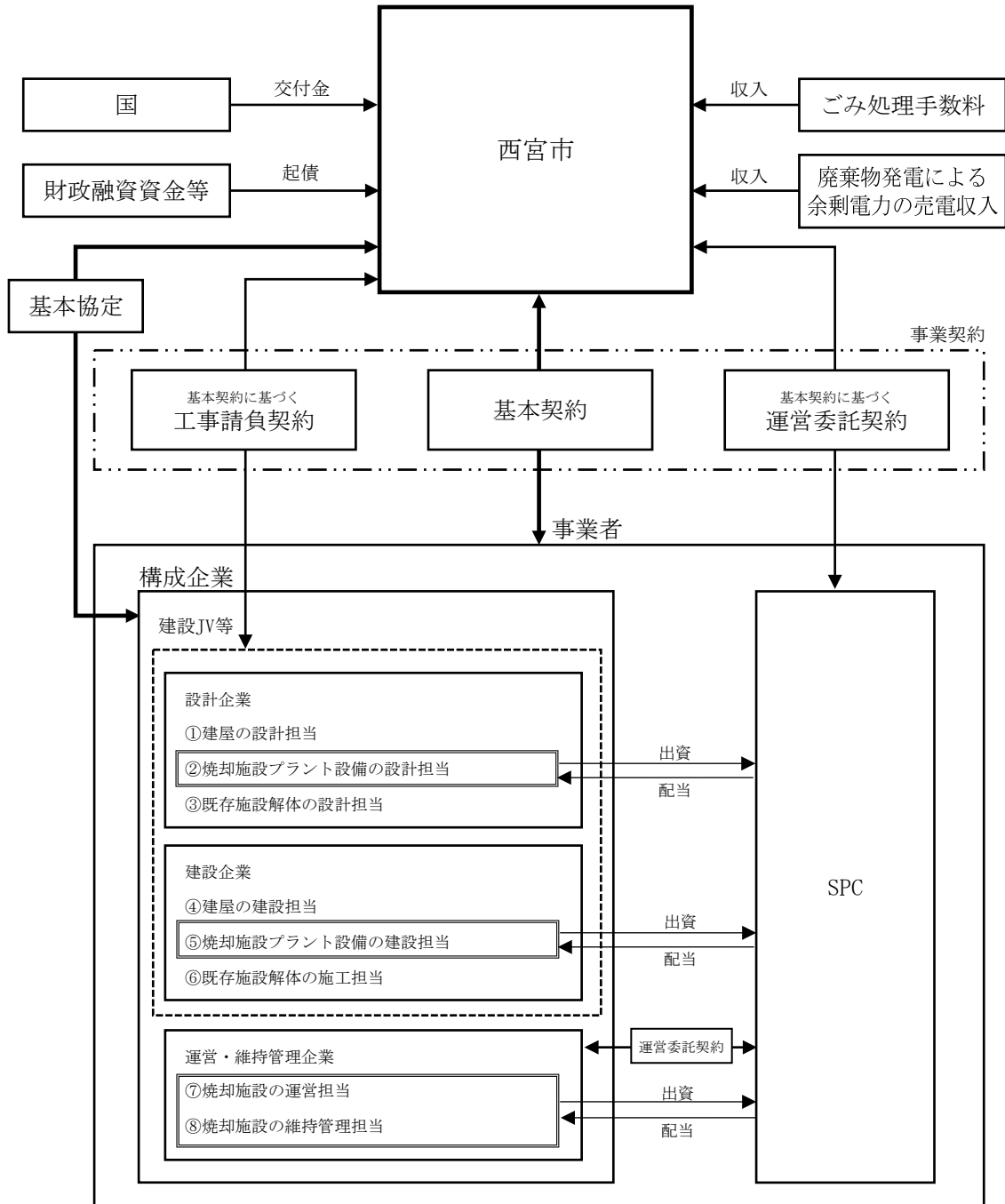
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCを設立する場合その最大出資者となる。
構成員	: 構成企業のうち、SPCを設立する場合に出資を行う企業をいう。
協力企業	: 構成企業のうち、SPCを設立する場合に出資を行わない企業をいう。
建設JV等	: 市と工事請負契約を締結する、設計企業と建設企業による共同企業体をいう。また、共同企業体を設立せず、焼却施設の建設を担当する建設企業が元請となり、他の企業がその下請けとなる形態を取る場合の、元請企業単体も含むものとする。
運営・維持管理事業者	: 市と運営・維持管理業務委託契約を締結する、選定された入札参加者の構成企業のうち運営企業・維持管理企業をいう。ただし、SPCを設立する場合には、SPCをいう。
基本協定	: 市と落札者が、事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約	: 事業者に本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
工事請負契約	: 本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、市と建設JV等が締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	: 本事業における運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、市と運営・維持管理事業者が締結する契約をいう。
事業契約	: 基本契約、工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
施工監理	: 事業者が実施する全ての設計・建設業務の実施状況について市が行う監理をいう。(建築士法に定められる「工事監理」を含むものとする。) なお、市は、施工監理業務を第三者に委託する場合がある。
工事監理	: 本事業において事業者が作成する実施設計図書と工事とを照合し、実施設計図書のとおりにより工事が実施されているかいないかを確認することをいい、建築士法及び国交省告示第8号で定められる「工事監理」をいう。本事業では市及び施工監理業務受託者の所掌とする。 なお、工事監理の対象範囲は建築設備工事、外構工事等を含めた、事業者が行う建築関連の全ての工事とする。
運営モニタリング	: 事業者が実施する運営・維持管理業務の実施状況についての市が行う監理（モニタリング）をいう。
延命化工事	: 本施設の耐用年数（概ね20年）をさらに延ばす為に必要な大規模な工事（基幹的設備改良工事と同意）をいい、本事業期間終了後に別途実施を想定するもの。
大規模補修工事	: 補修の実施箇所及び実施基準が明確であり、対象が広範囲又は設備の主要部分で、補修費が高額となる補修工事をいい、本事業の範囲において行うもの。

(事業スキーム図：SPC を設立しない場合)



※ プラント設備の設計・建設の一貫性、プラント設備設計と建屋設計との整合性、運営・維持管理業務の安定性のため、①・②・⑤・⑦・⑧は同一企業とすること。(設計事務所や、土木建築工事を担当する企業の設計部門を①の協力体制に加えることは妨げないが、②と同一企業が建築設計に関する統括的責任を負うこと。)

(事業スキーム図：SPC を設立する場合)



- ※ プラント設備の設計・建設の一貫性、及びプラント設備設計と建屋設計との整合性のため、①・②・⑤は同一企業とすること。(設計事務所や、土木建築工事を担当する企業の設計部門を①の協力体制に加えることは妨げないが、②と同一企業が建築設計に関する統括的責任を負うこと。)
- ※ 上図では、構成企業のうち二重線で囲われた企業が SPC の構成員であり、SPC への出資を求めることとしている。それ以外の企業については、SPC への出資を求めない協力企業としている。

第1章 総則

第1節 共通事項

1 経緯と概要

市の焼却施設は、西部総合処理センター及び東部総合処理センターの2施設体制である。このうち、平成9年9月に竣工した西部総合処理センター焼却施設は老朽化が進行したため、更新が必要となっている。

このような状況を踏まえ、「西宮市西部総合処理センター焼却施設整備基本構想(令和4年11月)」及び「西宮市一般廃棄物処理基本計画(令和5年度一部見直し)」において、ごみの減量に伴い、効率よく焼却、熱利用を行うため、2施設ある焼却施設を1施設に集約した新たな西部総合処理センター焼却施設を整備することとした。また、「西部総合処理センター焼却施設整備基本計画(令和6年3月)」では、基本構想等で定めた基本的な方向性を踏まえたうえで、地域の状況や立地条件等を考慮し、処理機能の確保、施設配置及び搬出入車動線等を検討するとともに、環境保全目標、地球温暖化対策、プラント設備計画など、新焼却施設の具体的な仕様を定めた。

2 本事業の目的

本事業は、民間事業者のノウハウを活用することにより、本施設の効率的な整備を行い、ごみの継続的な安定処理や、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。また、地球環境に負荷の少ない循環型社会・低炭素社会の構築に向け、省エネルギー化や再生エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生抑制を図ることを目的とする。

なお、新焼却施設の建設及び既存焼却施設の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画であることから、交付要件を満たすように整備を行うこと。

3 本書(要求水準書)について

(1) 要求水準書の構成について

要求水準書は、市が発注する新焼却施設の整備及び運営を行う「西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業」について、共通編、設計・建設業務編、運営・維持管理業務編の3部構成で示している。

共通編については、総則のほか、市が特に重要視している、設計・建設業務編、及び運営・維持管理業務編の根底にある基本的な条件について記載している。

設計・建設業務編及び運営・維持管理業務編には、市が標準として考える仕様を示すものである。原則としてはこれに基づくものとするが、ハイブリッド型直営方式(一部直営を残すDBO方式)による事業の趣旨を踏まえ、共通編に基づき適宜検討し、自主性と創意工夫のある提案を求める。

また、本事業の目的達成のために必要な業務等については、本書に明記されていない事項であっても、本施設の整備及び運営を行う民間事業者の提案及び責任において全て実施することを前提とするものである。

(2) 施設機能の確保及び記載事項の補足・改善等

本書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために明らかに必要な業務等については、本書に明記されていない事項であっても、事業者の提案及び責任において全て実施することを前提とする。ただし、要求水準を下回る提案は認めないが、本書に設計・施工・運営・維持管理等を指示されている事項であっても事業者の技術的ノウハウを活用することにより工事の効率性、指示水準以上の性能発揮、処理効率性の向上、環境性の向上、経済性の向上、サービスの向上などに資する場合は変更提案も可とする。変更提案について、採用可否は市との協議により決めるものとする。

本施設は、本事業期間20年と本事業終了後20年の計40年間の使用を予定している。建築物、構造物及び容易に交換できない機器等については、これを踏まえて提案すること。

(3) 参考図表等の取扱い

本書の図・表等で「(参考)」や「(案)」と記載されたものは、一例を示すものであり、必ずしもこれによるものではない。事業者は「(参考)」や「(案)」と記載されたものについて、契約設計図書や実施設計図書で補足・完備させなければならない。

(4) 空欄の取扱い

本書のうち、〔 〕と示してある箇所は、事業者の設計に基づく形式・数量・主要項目等を記載すること。

(5) 汎用的な製品の仕様について

搬入出車両やコンテナなどの汎用的なもので、特に本書に明記のないものについては、一般的なものを想定すること。

4 疑義

(1) 本書及び技術提案書に定める事項について疑義・誤記等があった場合の解釈及び施工の細目については、市と協議し、その指示に従わなければならない。

(2) 工事施工中に疑義の生じた場合には、その都度書面にて市と協議し、その指示に従うとともに、記録を提出すること。

5 変更

(1) 技術提案書（入札時に提出される提案図書）は、原則として変更は認めないものとする。ただし、市の指示により変更する場合はこの限りではない。

(2) 実施設計は、原則として本書、契約書、技術提案書及び契約設計図書に基づき行うものとする。ただし、実施設計期間中、技術提案書及び契約設計図書の中に、本書及び契約書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、技術提案書及び契約設計図書に対する改善変更を事業者の負担において行うこととし、実施設計に反映するものとする。

(3) 実施設計完了後、工事期間中に実施設計図書を変更することは、原則として認めない。ただし、実施設計図書中に本書、契約書及び技術提案書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において実施設計図書に対する改善・変更を行うこと。

(4) 施工中又は完了した部分であっても、実施設計図書変更の必要が生じた場合は、事業者の責任において変更しなければならない。

(5) 本事業の目的達成のために必要な業務等については、本書に明記されていない事項であっても、本施設の整備及び運営・維持管理を行う事業者の提案及び責任において全て実施することを前提とするものであり、この場合、契約金額の増額等の手続は行わない。ただし、市が示す内容に変更がある場合は、市と事業者との間で協議を行う。

(6) その他、本施設の整備及び運営・維持管理にあたって変更の必要が生じた場合は、本事業の基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約の契約条項によるものとする。

6 契約金額の変更

前記「3 本書（要求水準書）について」、「4 疑義」及び「5 変更」の場合、契約金額の増額等の手続は行わない。ただし、市が示す内容に変更がある場合は、市と事業者との間で協議を行う。

第2節 施設整備の基本方針

1 施設整備基本計画方針

西部総合処理センター焼却施設整備基本計画（令和6年3月）において、施設整備の基本方針として、以下のとおり定めている。（一部追記）

1：ライフサイクルコスト削減を可能とする施設

本事業では、税金により建設・運営されるものであることから、施設の建設から運営・維持管理に至るまでの費用を抑えるなど、ライフサイクルコストの適正化を図る必要がある。また、費用対効果についても十分に考慮することが求められることなどから、「建設費、維持管理費及び処分費・資源化費用等のトータルコストの低減が可能な施設」、「先進技術（AIやIoT等）の積極的な活用により、運転の信頼性向上と効率化が可能な施設」及び「基幹的設備改良工事を行った上で40年間稼働させることを考慮した施設」とする。

2：適正かつ安定的なごみ処理が可能となる施設

ごみ処理の停滞は市民生活に直結するため、安定で確実な処理が可能となる施設とする必要があることから、「事故やトラブル等を未然に防ぐ安全性の高い施設」及び「ごみ量やごみ質の変動に対して安定的に処理できる施設」とする。

3：ごみ減量・再資源化の学習拠点となる施設

新焼却施設は、循環型社会形成のための基盤施設と位置づけられ環境への配慮が求められる上、市は環境学習都市を宣言していること、また、近年、多くの廃棄物処理施設に環境学習機能が整備されていることから、新焼却施設では「施設見学等を通じて、環境学習の拠点となる施設」とする。また、「いつでも自由見学ができ、HP等のコンテンツを活用しどこでも学ぶことができ、啓発設備やコンテンツを適宜更新することで何度でも学びのある施設」とする。

4：公害防止や周辺景観との調和に配慮した施設

新焼却施設の稼働に伴う周辺環境への影響をできる限り低減するため、生活環境の保全、公害防止対策に万全を期すこととして、「有害物質の排出量が少なく環境負荷の低減」や「最新・最善の環境保全技術の導入」により、周辺環境や周辺住民に配慮した施設とする。

また、事業計画地は流通産業地と位置付けられた地域に位置するが、都市計画公園が隣接しているなど、多くの人が集まる地域でもあることから、周辺施設との調和や御前浜からの眺望を意識した計画とし、処理機能を優先しつつシンプルではあるが、無機質な工場建築物とならない施設とする。

5：地球温暖化対策の推進・低炭素型社会の実現に貢献する施設

廃棄物分野は温室効果ガスを排出する主要な分野の一つであり、日本ではエネルギー分野、工業プロセス及び製品使用に次ぐ第3の分野となっている。日本では廃棄物分野の温室効果ガス排出のうち、廃棄物の焼却等（単純焼却及び熱回収・原燃料利用）に伴うものが約8割を占めている。

このような状況の中で、市における新焼却施設整備においては、「焼却に伴う熱エネルギーを積極的に有効活用」や「省資源・省エネルギー化に努める」ことを基本として施設計画を進めることとする。

また、高効率エネルギー回収や省エネルギーのみならず、CCUS（CO₂の分離回収・有効利用・貯留）等の将来的な新技術導入への拡張性に配慮した施設とし、市が掲げている「2050年ゼロカーボンシティ」に寄与する施設とする。

6：災害時における防災能力に優れた施設

環境省は、廃棄物処理施設は防災拠点となる施設の一つとして挙げており、廃棄物処理システムの強靱化が防災拠点となる廃棄物処理施設の要件の一つとされている。また、環境省の循環型社会形成推進交付金制度では、「災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること」が交付要件となっている。

新焼却施設の整備にあたっては、この交付制度を活用する計画であることから、「災害ごみが処理できる施設」及び「災害に強く、災害が発生した際にも安定して処理できる施設」とする。

2 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組方針

西宮市総合計画と西宮市環境基本計画を上位計画とした地球温暖化対策に関する分野について具体的な施策を示した温暖化対策実行計画を策定し、その中で「温室効果ガス排出量の削減に向けた取組方針」を以下のとおりとしている。

1：公共施設における省エネルギー性能向上の推進

2：公共施設等への再生可能エネルギーの導入の推進

3：電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進 ～ 2030年公共施設の電力消費ベースでのゼロカーボンの実現 ～

4：公用車等への電動車等の導入の推進

5：「2050年ゼロカーボンシティにしのみや」を意識した環境配慮行動の推進

上記の取組方針に基づいた取組の一部として、以下を掲げている。

- ・「公共施設の建築・改修等における計画的な省エネ化」
- ・「公共施設の新築、建替え、改修時におけるZEB化・省エネ化」
- ・「公共施設におけるエネルギーマネジメントの導入」
- ・「公共施設における照明設備のLED化の推進」
- ・「公共施設の新築や増改築時の太陽光発電設備及び蓄電池の整備」
- ・「廃棄物発電の庁舎への供給」
- ・「公用車等への電動車等の導入の推進」

第3節 事業概要

1 事業名

西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業

2 建設場所

兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番

3 敷地面積

(1) 西部総合処理センター側

: 40,998.77m²

※敷地内では、既存焼却施設の稼働を継続しながら本施設の建設を行う必要があることに留意すること。また、既存焼却施設の解体時には、新焼却施設の稼働を継続しながら工事を行う必要があることに留意すること。

※現場事務所、工事関係車用の駐車場、資材置場等の工事用地について、本敷地で不足する場合は、事業者にて確保しなければならない。

(2) 環境事業部庁舎側

: 5,000.04m²

4 施設規模

施設規模については以下のとおりとすること。

(1) 焼却施設

: 432t/日 (144t/日×3炉)

※炉型式は「全連続燃焼式ストーカ炉方式」とする。

※燃焼ガス冷却方式は廃熱ボイラー式とする。

(2) 小動物専焼炉

: 100kg/日以上×1基

※全炉休止中に小動物専焼炉を稼働できない場合は、全休炉期間日数分を下限とした小動物保冷库を設置することとする。

5 立地条件

(1) 地形・土質等

ア 地形・土質

: 添付資料1・2・3・4参照

イ 気象条件 (参照: 神戸气象台)

(ア) 気温

: 最高 37.6°C (2016年)、最低 -4.0°C (2016年)

(イ) 平均相対湿度

: 夏期 82% (2020年)、冬期 62% (2020年)

(ウ) 最大降雨量

: 267.0mm/h (2015年)

(エ) 積雪荷重

: 600N/m² (垂直積雪量 30cm)

(2) 都市計画事項等 (事業用地の法規制状況は添付資料5参照)

ア 市街化区域

: 該当

イ 用途地区

: 準工業地域

ウ 特別用途地区

: 臨海産業地区 (西宮浜産業団地地区)

エ 防火・準防火地域

: 指定なし

オ 建築基準法22条指定区域

: 該当

カ 高度地区

: 指定なし

キ 高度利用地区

: 指定なし

ク 臨港地区

: 指定なし

ケ 地区計画区域

: 指定なし

コ 景観地区

: 指定なし

サ 景観計画区域

: 該当 (一般地区)

シ 風致地区

: 指定なし

ス 歴史的風土特別保存地区

: 指定なし

セ 緑地保全地域

: 指定なし

- ソ 特別緑地保全地域 : 指定なし
- タ 緑化地域 : 指定なし
- チ 建ぺい率 : 60%以下
- ツ 容積率 : 200%以下
- テ 都市施設 : ごみ焼却場 (予定)
- ト 土壌汚染対策法 : 指定なし
 ※地歴調査を踏まえ指定を受ける可能性がある。
 ※事業者は各種申請や届出支援を行うこと。

(3) 敷地周辺設備

工事に必要な電力・用水等は事業者の負担とする。工事の実施に必要な電力・電話等の架設引込工事は本工事に含むこと。完成後の運営・維持管理に必要な電力・用水等は、下記に示す責任分界点以降の工事を本工事とする。

- ア 電気 : 特別高圧77kV、一般線1回線
 ※関西電力送配電(株)所管電柱より引込むこと。構内第1柱の位置は関西電力送配電(株)との協議により決定すること。
 ※関西電力送配電(株)への工事負担金は事業者の負担とするが、明確になった時点で清算する。
- イ 用水
 - (ア) 生活用水 : 上水
 ※新たに引込みを行うこと。(取合い点は添付資料8参照)
 ※負担金は事業者の負担とするが、明確になった時点で清算する。
 ※受水槽方式でも可とする。
 - (イ) プラント用水 : 上水・工業用水・再利用水
 ※上水・工業用水は新たに引込みを行うこと。(取合い点は添付資料8参照)
 ※負担金は事業者の負担とするが、明確になった時点で清算する。
- ウ 燃料
 - (ア) ガス : 都市ガス (中圧)
 ※必要に応じて敷地内にガバナを設置し、低圧に変換すること。
 ※引込工事にあたっては、施工基準を含め大阪ガス(株)と協議を行うこと。
 ※大阪ガスネットワーク(株)への工事負担金は事業者の負担とするが、明確になった時点で清算する。
 - (イ) 液体燃料 : 灯油または軽油
- エ 排水
 - (ア) 生活排水 : 下水道への放流
 - (イ) プラント排水 (焼却) : 排水処理設備で処理後、下水道への放流施設内での再利用も可とする。
- オ 雨水 : 敷地周囲の既存側溝に接続し放流すること。
 ※敷地周辺の下水管 (雨水) への導水とする。
- カ 電話 : 新たに引き込むこと。
- キ インターネット : 新たに引き込むこと。

6 事業期間

契約締結日 (令和8年7月上旬予定) から令和34年3月まで (約25年9ヶ月間) とする。令和6年4月から規制開始となった時間外労働規制を含め、働き方改革に関する改正労働基準法を遵守し、また原則完全週休2日として工程を計画すること。

(1) 設計・建設業務期間

令和8年7月上旬～令和17年3月31日（約8年9ヶ月間）

ただし、以下に定める期日までに各施設の整備を完了させるものとする。

<第Ⅰ期工事>.....：令和10年3月頃まで

① 既存植栽帯の撤去

※工事のために必要な範囲の撤去とする。ただし、添付資料9に示す計画策定段階事前協議書に従い、可能な限り既存植栽を存置すること。

※植栽撤去のタイミングは、事業者提案に委ねる。

② 既存リサイクルプラザ（啓発施設）の解体

※既存リサイクルプラザの機能を、令和8年4月1日に東部総合処理センターへ移転（予定）する。その後、市にて、令和8年6月末までにリサイクルプラザ内の後仕舞いを実施するため、解体開始はそれ以降に可とする。

③ 仮設計量棟の設置

④ 仮設ガス元弁小屋の設置

※既設ガス元弁小屋は東側敷地境界付近（南側の既設入退場門付近）にある。新焼却施設建設工事で支障がある場合、仮設ガス元弁小屋を設置し、既存ガス引込及び元弁から既存焼却施設への接続部の切替の後、既設ガス元弁小屋を撤去すること。新焼却施設建設工事で支障がなければ、既設ガス元弁小屋を継続使用することも可とする。

⑤ 既存上りランプウェイの拡幅（下り用の仮設ランプウェイの設置）

※仮設ランプウェイは建築物扱いとなるため計画通知が必要である。

⑥ 仮設入退場門の設置

⑦ 仮設構内道路等の整備

⑧ 工作室南側倉庫壁の撤去、及び通路としての整備

⑨ 既存下りランプウェイの撤去

⑩ 既存計量棟・守衛棟の解体

⑪ 既存焼却施設の非常用発電機用給油口へのアクセスルート確保

⑫ 既存焼却施設の屋外消火栓へのアクセスルート確保

⑬ 環境事業部庁舎向けの仮設蒸気配管設置・既存蒸気配管の撤去（必要に応じ）

⑭ 既存破碎選別施設の解体

※既存破碎選別施設の機能を、令和8年4月1日に東部総合処理センターへ移転する。その後、市にて、令和8年10月末までに既存破碎選別施設内の後仕舞いを実施するため、解体開始はそれ以降に可とする。後仕舞い作業に影響しない範囲で施設内作業を行うことも可とするが、作業内容は市の承諾を得たもののみとする。

<第Ⅱ期工事>.....：令和14年5月末まで

① 新焼却施設の整備

※運営・維持管理事業者事務所エリアを含む。

※令和9年度中に着工し、交付対象内の建築物について一部出来高を上げること。

※既存東部総合処理センター焼却施設は、令和14年度末までに後仕舞いを実施する必要があるため、令和14年1～2月に稼働を停止する予定である。また、既存西部総合処理センター焼却施設は、令和14年3月初から後仕舞いを実施する予定である。そのため、遅くとも令和14年2月初旬から、新焼却施設でのごみの全量受入を開始すること。

② 新管理棟（市職員用）の建設

※新焼却施設内に、その機能を含めること。

※新焼却施設内に収まらない場合には、第Ⅲ期工事において別棟での建設も可とするが、既存焼却施設解体跡地の将来的な利用を考慮し、敷地の中央より南寄りに建設すること。

<第Ⅲ期工事>.....：令和17年3月末まで

※新焼却施設の試運転（負荷運転）開始から3年以内に既存焼却施設の解体を含む第Ⅲ期工事全体を完了させること。

① 既存焼却施設のダイオキシン等調査

② 既存焼却施設の解体

※既存西部総合処理センター焼却施設の後仕舞いを市にて令和14年3月初～5月末に実施するため、解体開始はそれ以降に可とする。

※新焼却施設の試運転（負荷運転）開始から3年以内に既存焼却施設の解体を完了させること。

③ 既存管理棟の解体

※既存管理棟の機能を、新焼却施設内の管理エリア（または新管理棟）の竣工後に移転するため、解体開始はそれ以降に可とする。新管理棟の建設、及び既存管理棟の解体に向けて、一時的に仮設管理棟を作る場合、その機能は既設管理棟と同程度を有するものとするが、新焼却施設を供用開始していることも考慮の上、詳細は市と協議し決定する。なお、市の引越期間は市と協議のうえ決定することとし、引越費用は事業者負担とする。

④ 仮設計量棟の撤去

⑤ 仮設ガス元弁小屋の撤去

⑥ 既存上りランプウェイ（第Ⅱ期工事期間中は上りで使用）の撤去

⑦ 仮設ランプウェイ（第Ⅱ期工事期間中は下りで使用）の撤去

⑧ 仮設構内道路等の撤去

⑨ 外構施設等の整備

(2) 運営・維持管理業務期間

事業契約締結日の翌日～令和34年3月31日（約25年9か月間）

※うち施設竣工後の期間は、令和14年6月1日～令和34年3月31日（19年10か月間）

事業契約締結日の翌日～令和14年5月31日までの期間は、運営・維持管理事業者は施設の設計・建設業務に積極的に関与すること。

7 事業方式

- (1) 「ハイブリッド型直営方式」（市の所有となる施設について、一部直営を残し、設計・施工及び運営・維持管理を一括して発注するDBO（設計：Design、建設：Build、運営：Operate）方式）とする。事業者は、本書及び入札時の技術提案書に基づき、実施設計・施工、運営・維持管理を行うこと。
- (2) 市と事業者は、基本協定を締結し、基本協定に基づき基本契約を締結する。基本契約に基づき、市と建設JV等は工事請負契約を、市と運営・維持管理事業者は運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- (3) 運営・維持管理事業者は、事業期間終了時に本施設を、要求水準を満足する状態を保って、市に引継ぐこと。

8 解体撤去する施設

本事業において解体撤去する施設は、以下に示す表のとおりである。解体撤去範囲には、煙突、構内雨水排水設備、門囲障、舗装、植栽その他外構設備を含むこととするが、既存施設及び外構のうち市と協議により再利用するとしたものは、この限りではない。ただし、再利用可否に際しては、本工事後に本施設を40年間使用することを前提に、既存構造物の健全性を含めて事業者が判断すること。

表 解体対象施設の概要

		構造	階数	建築面積[m ²]	延床面積[m ²]	跡地利用
破砕選別施設	破砕機棟（110t/5h）	SRC	3	3,711.57	6,774.59	新焼却施設を整備
	機械選別棟	S	5	456.93	1,265.58	
	渡り廊下	S	2	48.58	48.58	
	貯留棟	RC	1	501.35	501.35	
	廃家電保管ヤード	S	1	156.00	156.00	
	合計	—	—	4,880.93	8,746.1	
リサイクルプラザ（啓発施設）	S	1	692.12	681.32	災害廃棄物置場	
焼却	焼却棟（175t/日×3炉）	SRC, RC, S	M6	9,385.158		24,523.99

施設	管理棟	RC	3	919.47	2,532.60	南北を分ける中央境界線※より南側は、新管理棟や駐車場を配置しても可とする。 ※要求水準書添付資料11:④竣工時の全体配置イメージ[施設整備基本計画より]を参照のこと。
	計量棟・守衛棟	S	1	394.68	328.90	
	蒸気配分設備棟	S	1	110.79	110.79	
	危険物倉庫	RC+S	1	30.00	30.00	
	量水器小屋	RC	1	10.00	10.00	
	ガス元弁小屋	RC	1	9.90	9.90	
	合計	—	—	10,859.99	27,546.18	
仮設施設	仮設ランプウェイ					事業者の設計に拠る
	仮設計量棟					
	仮設ガス元弁小屋					
	仮設構内道路					
	仮設構内排水設備					

9 事業範囲

本事業は、本施設の整備、運営・維持管理、及び関係官庁への各種届出までを含めた新焼却施設整備・運営に係る一切の事業とする。(下記に示す「市が行う業務」を除く。)

(1) 事業者が行う業務

ア 調査等に関する業務

- (ア) 電波障害調査
- (イ) 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等の調査
- (ウ) 土壌汚染状況調査(地歴調査を踏まえて必要に応じて)
- (エ) 施設の整備に必要な調査(補完的な測量・地質調査等を含む)
- (オ) 生活環境影響調査の見直し(技術提案内容の反映・見直し)

イ 本施設の設計に関する業務

- (ア) 整備対象施設の実施設設計
- (イ) 解体対象施設の解体設計

ウ 本施設の建設等に関する業務

- (ア) 整備対象施設のプラント工事
- (イ) 土木建築工事(環境事業部庁舎への構内配線敷設工事を含む。)
- (ウ) 解体撤去工事
- (エ) その他の工事等(試運転及び運転指導、保安設備に係る工事、電力・用水・ガス・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込みに係る工事、その他必要な工事)
※ユーティリティの引込みにかかる供給元への工事負担金について、電力・用水・ガスを含めて入札価格に含めること。全ての工事費負担金が明確になった時点で清算する。(具体的に含めるべき金額は入札公告時には指定する。)
- (オ) 試運転(各種性能試験や運転指導を含む。)

エ 本施設の運営・維持管理に関する業務

(ア) 受入管理業務

- ※基本的には市所掌であるが、時間外(夜間及び市の非営業日(日曜日と1/1~3))の受入管理業務は事業者所掌とする。なお、直接搬入車の8:00~16:30(月~土)を「時間内」とし、対象以外は「時間外」扱いとする。
- ※時間内においても受付計量時の支援、車両誘導・指示(計量棟やプラットホーム以外の場所での対応や、混雑時・繁忙期における対応)、展開検査実施の際の支援(機器操作に関すること等)を行うこと。ただし、廃棄物搬入以外の車両誘導・指示について、啓発施設に関する車両は市所掌、その他車両(薬品など)は事業者所掌とする。
- ※インターネット予約受付システムの保守管理、利用方法に関する市民等からの問合せ対応等を行うこと。
- ※搬入廃棄物の性状(ピットごみを対象にしたごみ質分析)を含む。

(イ) 運転管理業務

- ※運転に必要な薬品等の調達・管理、必要な電力・用水・ガス等のユーティリティに係る料金の負担(市が使用するエリア(管理棟、計量棟、プラットホーム等)で

の使用分も含む) や、市が使用する重機燃料やEV重機・EV公用車の電気料金の負担を含む。(ただし、公用車の燃料代(ガソリン)は市所掌とする。)

※焼却残渣の性状分析を含む。

※焼却灰、危険物・有害物・適正処理困難物等について、引取先や搬出業者の選定は市が行う。事業者は、連絡・調整・積込を行うこと。

※余剰電力の売却先の選定は市が行い、売電収益は、試運転期間中も含め市に帰属することとする。

- (ウ) 環境管理業務
 - ※排ガス分析、作業環境測定、その他必要な分析を含む。
 - ※生活環境影響調査の事後調査を含む。
- (エ) 電力管理業務
 - ※発電・送電計画の作成、及び環境事業部庁舎の電力供給を含む。
- (オ) 啓発業務
 - ※啓発設備の更新、説明用パンフレットの改訂・発行等、及びホームページの運営(設計・建設業務で開設したもの)を含む。
 - ※市が行う啓発業務について、市からの要請があった場合には協力すること。(施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等の受付と、見学時の案内、自由見学者からの問合せ対応等は市が行う。)
- (カ) その他関連業務(清掃、植栽管理、防火管理・防災管理、保安・防犯、周辺対応)
- (キ) 情報管理業務(運営関連)
- (ク) 維持管理業務
 - ※環境事業部庁舎への構内配線維持管理を含む。
 - ※市が受入管理業務において使用する備品(必要に応じて)・機器(展開検査装置等)の定期点検・補修を含む。ただし、市が使用する重機等(ホイローダ、回転式フォークリフト、搬送車両等)の定期点検・補修は市所掌とする。
 - ※長寿命化計画(施設保全計画)の作成・実行、及び市が作成する長寿命化計画(延命化計画)への助言・支援を含む。
- (ケ) 情報管理業務(維持管理関連)
- (コ) 運営・維持管理状況に係るセルフモニタリング
- (サ) 運営・維持管理業務終了時の性能試験
- オ その他の業務(設計・建設、運営・維持管理において共通)
 - (ア) 近隣対応(建設工事、運営・維持管理業務に関するものなど事業者が行うべきもの)
 - (イ) 市が行う近隣対応の支援
 - (ウ) 必要な諸官庁届出等(事業者が行うべきもの)
 - (エ) 一般廃棄物処理施設設置届・交付金申請など市が行う諸官庁届出等の支援(経費負担を含む)
 - ※市は、本事業の実施に関して、交付金の活用を予定している。交付金の申請・実績報告等の手続は市において行うが、事業者は手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。事業期間中に会計検査を受けることになった場合、検査対応のための書類作成や、検査当日の応援等に協力すること。
 - (オ) 保険の加入等(事業者が行うべきもの)
 - (カ) 市が策定する一般廃棄物処理に関する各種計画への助言・支援、市が行う業務(受入管理業務、運転管理業務、維持管理業務等)への助言・支援
- (2) 市が行う業務
 - ア 調査等に関する業務
 - (ア) アスベスト等調査(代表点のみ)
 - (イ) 土壌汚染状況調査(地歴調査まで)
 - (ウ) 施設の供用に係る生活環境影響調査(施設基本計画に基づくもの)
 - ※上記の調査結果や、既存の測量・地質調査結果等は、添付資料を参照すること。
 - イ 本施設の設計に関する業務
 - (ア) 事業者が行う設計の監理
 - ウ 本施設の建設等に関する業務

- (ア) 既存施設からの不要備品等の撤去
 - ※ごみピット内のごみ、灰ピット内の灰は、クレーンで可能な範囲で撤去する。貯留設備内の薬品等も同様に、排出装置で取り出せる範囲で撤去する。その上で、残留するごみ・灰については、解体工事において事業者が取り出し、指定の場所（焼却施設のごみピット等）に移動すること。また、薬品等については、解体作業を安全に行うためにフラッシング等を行い、産業廃棄物として処分すること。
- (イ) 特記なき什器備品の設置
- (ウ) 電波障害対策工事
 - ※要求水準書で規定された内容により電波障害が生じた場合は、その措置は市が行い、市は費用を負担する。ただし、事業者提案に基づく内容による電波障害が生じた場合、その措置は事業者が行い、事業者が費用を負担すること。
- (エ) 事業者が行う建設等の施工監理（工事監理を含む）
- (オ) 事業者が行う試運転（各種性能試験や運転指導を含む）の確認
- エ 本施設の運営・維持管理に関する業務
 - (ア) 受入管理業務
 - ※ごみ収集、他施設から本施設へのごみの転送、計量・料金徴収、計量データの登録・修正、案内指示・受付確認、車両誘導・指示、荷下ろし時の不適物除去、展開検査・指導、ごみ質組成精密分析（収集車を対象にしたもの）等を行う。
 - ※電話受付システムの運用を含む。（ただし、電話受付業務を市が行うための部屋は、設計・建設業務において事業者が用意すること。）
 - (イ) 運転管理業務
 - ※焼却灰、危険物・有害物・適正処理困難物等の引取先や搬出業者の選定（搬出日調整及び積込は事業者所掌）、余剰電力の売却先の選定、焼却灰（主灰・飛灰）の搬送・処分（積込は事業者所掌）を行う。
 - (ウ) 維持管理業務
 - ※市が受入管理業務で使用する重機等の日常点検・給油作業、定期点検・補修は、市が行う。
 - ※長寿命化計画（延命化計画）の作成を行う。
 - (エ) 環境管理業務
 - ※環境保全違反時の対応は、市・事業者が協力して行うものとする。
 - (オ) 電力管理業務
 - ※環境事業部庁舎への電力供給に関すること。（責任分界点以降）
 - (カ) 啓発業務
 - ※施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等の受付、及び見学時の案内、自由見学者からの問合せ対応等を行う。また、啓発を目的とした各種イベントの開催・運営を行う場合がある。事業者はこれを支援すること。
 - (キ) その他関連業務
 - ※市が受入管理業務で使用する計量棟・プラットホームの日常清掃は市が行う。
 - (ク) 情報管理業務
 - ※竣工図書等の変更に係る把握と確認、事業者から提出される各種計画書・報告書等の確認を行う。
 - (ケ) 事業者が行う施設運営・維持管理のモニタリング
 - (コ) 事業者が行う運営・維持管理業務終了時の性能試験の確認
 - (サ) 既存施設の運転・維持管理
 - ※既存施設は下記の期間（運転完了～引き渡しまでの期間）、市にて運転・維持管理を行う。下記期間中、必要に応じて市の業務に支障がない範囲であれば調査等の作業を行うことは可とするが、作業内容は市と協議のうえ決定すること。なお、事業者の作業に起因して発生した事象（既存施設の破損等）は、事業者が責任をもって対応すること。対応内容は市と協議のうえ決定すること。
 - ・既存リサイクルプラザの維持管理：令和8年6月末まで
 - ・既存破碎選別施設の運転・維持管理：令和8年10月末まで
 - ・既存計量棟・守衛棟の維持管理：仮設計量棟等の設置まで

- ・既存焼却施設の運転・維持管理：令和14年5月末まで
 - ・既存管理棟の維持管理：新管理棟（または新焼却施設の管理エリア）竣工まで
 - ・その他既存物件の維持管理：その撤去まで
- (シ) 排ガス中の硫黄酸化物に係る汚染負荷量賦課金の負担
- オ その他の業務（設計・建設、運営・維持管理において共通）
- (ア) 近隣対応
 - (イ) 必要な諸官庁届出等（交付金申請など市が行うべきもの）
 - (ウ) 保険の加入等（市が行うべきもの）
 - (エ) 一般廃棄物処理に関する各種計画（一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画（搬入出計画、リサイクル、最終処分、余熱利用等）の策定、月単位・日単位でのごみ等搬入出計画の作成、災害廃棄物処理計画の策定）

10 本事業における搬入不適物に関する責任分界点

本事業における搬入不適物に関する責任は市が負うものとする。ただし、搬入された不適物に起因する火災・事故・設備故障等については、建設JV等が適切に施設を設計し予防に努めていなかった場合や、運営・維持管理事業者が適切な処理や対応を行わなかったため避けることができない事象が生じた場合は、事業者の責任とする。

市と事業者（建設JV等及び運営・維持管理事業者）は、責任分界点に関する取り決めを記載したガイドラインを双方の協議の上、作成するものとし、建設JV等及び運営・維持管理事業者は責任分界点を十分把握した上で設計・建設業務、運営・維持管理業務を履行すること。

11 本施設の整備及び運営・維持管理に係る対価

市は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として事業者（建設JV等）に支払う。また、運営・維持管理業務に係る対価は、固定費及び変動費に区分し、月ごとに運営・維持管理業務委託費として事業者（運営・維持管理事業者）に支払う。なお、修繕費は固定費に含めるが、事業期間全体を通じた金額の平準化（長期役務提供契約の経理処理による平準化）は行わないこととする。ただし、可能な限り修繕工事を分散化させるなど、年度による修繕費の増減を抑えること。

なお、支払いは、契約書に基づき行うものとする。

12 地域経済への貢献

設計・建設業務、及び運営・維持管理業務において、積極的に市内業者（西宮市内に本社・本店、及び建設業法に規定する主たる営業所を有する企業）及び準市内業者（西宮市内に支店・営業所・出張所・工場等を有する企業）を活用し、工事や業務の発注、市内人材の雇用、及び物品・消耗品等の調達を行うこと。また、それらの合計額について、技術提案書において具体的な目標値を定め、業務遂行に応じてその達成を遵守すること。なお、市内業者及び準市内業者が下請または再委託先として契約した金額については、市外企業からの最初の下請または再委託先となる場合の金額に限る。（重複していなければ、下請けの階層は問わない。）

13 関係法令等の遵守

- (1) 事業実施にあたっては、以下に参考として示した法令・基準・規格等及び本業務に関連する各種法令等を、事業者の責任において遵守すること。
- (2) 事業期間中に各種法令等が改正された場合は、市と協議により調整を行うものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 河川法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課） ● 既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン ● 兵庫県福祉のまちづくり条例 ● 兵庫県環境の保全と創造に関する条例 ● 兵庫県総合治水条例 ● 兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 ● 兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 ● 兵庫県太陽光発電施設等の設置等に関する基準 ● 兵庫県における特定建設資材に係る分別解体等
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地造成等規制法 ● 道路法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 建設業法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 水道法 ● 下水道法 ● 労働安全衛生法 ● 景観法 ● 民法 ● 会社法 ● 商法 ● 工場立地法 ● 自然環境保全法 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● 資源の有効な利用の促進に関する法律 ● 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律 ● 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法） ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ● 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 ● 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（平成23年3月30日環廃産第110329004号） ● 建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（平成30年6月22日 環循規発1806224号） ● PCB使用電気機器の取扱いについて（経済産業省） ● 土壌汚染対策法ガイドライン（環境省） ● ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壌環境課） ● 石綿障害予防規則 ● 特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底について（平成17年8月1日環管大050801003号） ● 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（平成17年3月30日環廃産発第050330010号） ● 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省） 	<p>及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県建設リサイクルガイドライン ● 西宮市下水道条例 ● 西宮市景観条例 ● ボイラー構造規格 ● 圧力容器構造規格 ● クレーン構造規格 ● 内線規程 ● 日本産業規格（JIS） ● 電気規格調査会標準規格（JEC） ● 日本電機工業会標準規格（JEM） ● 日本電線工業会標準規格（JCS） ● 日本照明工業会規格（JIL） ● 日本油圧工業会規格（JOHS） ● 空気調和・衛生工学会規格（HASS） ● 日本塗料工業会（JPMS） ● 空気調和衛生工学便覧 ● ごみ処理施設性能指針 ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領 ● 廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編） ● 日本建築学会（各種設計基準、設計指針） ● コンクリート構造物の耐震設計施工指針（日本建築学会） ● コンクリート標準示方書 ● 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 ● 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房宮繕部整備課監修） ● 火力発電所の耐震設計規程 ● 電気設備の技術基準 ● 発電用火力設備に関する技術基準 ● 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ● 国土交通省公共建築工事標準図（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ● 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編） ● 国土交通省監理指針（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ● 国土交通省建築設備計画基準（電気設備工事編・機械設備工事編） ● 国土交通省建築設備設計基準（電気設備工事編・機械設備工事編） ● 国土交通省建築物解体工事共通仕様書 ● 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課編） ● 鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事施工指針（案）・同解説（日本建築学会） ● その他諸法令・規則・通達、基準・規格等
--	--

14 処理対象物

焼却処理対象物は、以下のとおりである。

- ・可燃ごみ（もやすごみ）
- ・植木粗大
- ・汚物等
- ・破碎可燃等（破碎選別施設から発生する可燃物）
- ・資源残渣（破碎選別施設、プラスチック資源中間処理施設から発生する可燃物）
- ・災害廃棄物
- ・近隣市との相互支援による搬入ごみ

なお、市として処理するごみは、添付資料10に示す「一般廃棄物処理基本計画」及び「ハローごみ」に記載されているごみの種類である。上記の処理対象物の性状はこれを前提とすること。なお、下表に示すとおり、「ハローごみ」は現在の分別区分であり、新焼却施設供用開始時点の分別区分については「一般廃棄物処理基本計画」を参照すること。新焼却施設の稼働開始時点（令

和14年度)には、現状の「ペットボトル」の区分はなく、「缶・ペットボトル」と「びん」の区分が追加される計画である。

表 ごみの分別区分 (現状)

区分	品目
もやすごみ (可燃ごみ)	生ごみ、皮革・ゴム類、再資源化できない紙・布・その他プラ等、かさ、使用済小型家電等
もやさないごみ (不燃ごみ)	小型複合製品、陶磁器、小型金属製品、ガラス製品、スプレー缶、電池、蛍光灯等
資源A	新聞、紙パック、古着、ダンボール
資源B	雑誌、古本、チラシ・雑紙、紙箱・紙袋
ペットボトル	ペットボトル (ペットボトルマークのついているもの)
その他プラスチック類 (容器包装プラスチック)	プラスチック製容器包装 (プラマークのついているもの)
粗大ごみ	家電品 (家電リサイクル対象品を除く)、家具類、寝具類、自転車、その他 ※粗大ごみとなる目安：長さ40cm以上、または、重さ5kg以上

表 ごみの分別区分 (令和14年度)

区分	品目
もやすごみ	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再生資源化できない紙、布等
その他不燃ごみ	小型複合製品・かさ・使用済小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯等、指定袋に入るもので、かつ5kg未満のもの
粗大ごみ	家電品 (家電4品目除く)・家具類・寝具類・その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ5kg以上のもの
缶・ペットボトル	スチール缶・アルミ缶・ペットボトル
びん	ガラスびん
資源 (紙資源等)	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋等
プラスチック資源	プラスチック製容器包装 (プラマークのついているもの)、製品プラスチック (プラ単一素材かつ長さ50cm未満)

15 計画処理量

(1) 焼却施設 (計画目標年次：令和14年度)

		量(t/年)
①	可燃ごみ	109,757
②	汚物等	8
③	破碎可燃等	3,237
④	資源残渣	730
合計		113,732

※各年度の計画処理量【t/年】

	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
①	109,757	109,424	109,092	109,057	108,350	107,942	107,534	107,420	106,717	106,248
②	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
③	3,237	3,227	3,217	3,216	3,194	3,183	3,171	3,168	3,147	3,132
④	730	728	725	725	720	717	714	714	709	706
計	113,732	113,387	113,042	113,006	112,272	111,850	111,427	111,310	110,581	110,094
	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33
①	105,778	105,597	104,840	104,370	103,852	103,616	102,816	102,298	101,780	101,539
②	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7
③	3,121	3,114	3,092	3,078	3,063	3,055	3,032	3,016	3,001	2,993

④	704	701	697	694	689	689	683	680	677	675
計	109,611	109,420	108,637	108,150	107,612	107,368	106,539	106,001	105,465	105,214

(2) 動物専焼炉

9t/年程度（頭数実績は添付資料10を参照のこと）

16 処理対象物の計画性状

(1) 焼却施設

項目		低質	基準	高質	
三成分	水分	(%)	47.54	38.93	30.32
	可燃分	(%)	42.57	51.54	60.50
	灰分	(%)	9.89	9.53	9.18
低位発熱量（高質÷低質=2.0）		(kJ/kg)	6,700	10,050	13,400
単位容積重量		(kg/m ³)	169	118	68
元素組成	炭素	(%)	23.31	28.22	33.11
	水素	(%)	3.38	4.07	4.76
	窒素	(%)	0.40	0.49	0.57
	硫黄	(%)	0.11	0.13	0.16
	塩素	(%)	0.25	0.30	0.35
	酸素	(%)	15.13	18.33	21.55
	計	(%)	42.57	51.54	60.50
種類組成 (乾ベース)	紙類	(%)	17.84	26.49	34.12
	布類	(%)	0.04	6.11	12.17
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	(%)	8.57	15.80	22.36
	木・竹・わら類	(%)	9.14	4.73	0.42
	厨芥類	(%)	9.88	5.29	0.60
	不燃物類	(%)	6.02	2.48	0.00
	その他雑物	(%)	0.97	0.17	0.01
	計	(%)	52.46	61.07	69.68

(2) 動物専焼炉

イヌ・ネコ等のペットの処理を主とするが、市からの指示があった場合は「西宮市鳥獣被害防止計画」に基づく有害鳥獣等（イノシシ、シカなど大型動物の他、アライグマやイタチ等の小型動物）も処理対象とすること。ただし、頭数は事案が発生した際に協議のうえ決定する。
なお、設備の規模は「イヌ・ネコ等のペットの処理」が円滑に行えるものとする。

17 想定搬入出車等（参考）

種別	種別	計量回数	車種	最大車両サイズ	搬入先	料金徴収	計量有人対応要否	
搬入	可燃ごみ	直営	2回	パッカー車	8t (総)	2階	-	入：否 出：否
		委託	2回	パッカー車		2階	-	入：否 出：否
		許可	2回	パッカー車		2階	後納	入：否 出：否
		市民直搬	2回	自家用車 平ボディ等	4t (総)	1階	即納	入：要 出：要
		事業者直搬	2回	自家用車 平ボディ等 ダンプ車	4t (総)	1階	即納	入：要 出：要
				パッカー車 ダンプ車	8t (総)	2階	即納	入：要 出：要
				パッカー車 ダンプ車	8t (総)	2階 (一部1階)	後納	入：要 出：要
	破碎可燃	委託	2回	ダンプ車	22t (総)	2階	-	入：否 出：否
	プラスチック資源残渣	委託	2回	トラック	8t (総)	2階	-	入：否 出：否
	死獣	委託	2回	平ボディ車	4t	専焼炉室	別途精算	入：否

				(総)	(1階)		出：否
	事業者直搬	2回	自家用車等	5t (総)	専焼炉室 (1階)	別途精算	入：要 出：要
	災害廃棄物	他自治体	ダンプ車 (ロング)	25t (総)	2階	後納	入：要 出：要
	キレート*	販売業者	セメントローリー車	4t (積)	-	-	入：要 出：要
	セメント*	販売業者	セメントローリー車	10t (積)	-	-	入：要 出：要
	塩酸、苛性ソーダ、硫酸バンド等の薬品*	販売業者	ローリー車	4t (積)	-	-	入：要 出：要
	消石灰*	販売業者	ローリー車	10t (積)	-	-	入：要 出：要
	特殊反応助剤*	販売業者	ローリー車	6t (積)	-	-	入：要 出：要
	アンモニア*	販売業者	ローリー車	10t (積)	-	-	入：要 出：要
	カルゲン、ヒドラジン*	販売業者	計量なし 平ボディ車	4t (積)	-	-	入：一 出：一
	危険物(グリソ等)*	販売業者	計量なし 平ボディ車	3t (積)	-	-	入：一 出：一
搬出	焼却灰、処理灰*	委託	1回 ダンプ車	22t (総)	-	-	入：一 出：要
	廃油*	委託	計量なし 平ボディ車	10t (積)	-	-	入：一 出：一
中搬継入	プラスチック資源	直営、委託	1回 パッカー車	8t(総) 計量のみ	他施設	-	入：否 出：一
中搬継出	プラスチック資源	委託	2回 ウイング車(ロング)	25t(総) 計量のみ	他施設	-	入：要 出：要

※既存施設に関する内容であり、使用薬品等は事業者の提案内容に応じて変更を行う。

※上表中の「搬入先」として示している1階・2階は、新施設に関するもの。新施設では後述(設計・建設編)のとおり、収集車用プラットフォームを2階以上、直接搬入車用プラットフォームを1階としている。

※上表中、(積)は「積載重量」、(総)は「総重量」を意味する。

18 搬出入日及び搬出入時間(予定)

受付箇所	車両種類	搬出入時間
計量棟	ごみ収集車	6:00~23:00(月~日) ※直営・委託可燃ごみの収集は月火木金、許可収集は月~日
	直接搬入車	8:00~16:30(月~土)
	燃料・薬品等搬入車	事業者の調整に委ねる
	焼却灰・資源物等搬出車	8:00~16:30(月~土)

※年末年始の具体的な搬出入日については、年ごとに市の指示により決定するものとする。

※直接搬入車の8:00~16:30(月~土)を「時間内」とし、対象以外は「時間外」扱いとする。時間外であっても、市が事前に指示する場合や、時間内に待車した車両及び市が関与する緊急かつ一時的な受入については対応すること。

19 処理条件

(1) 焼却施設

関係法令や「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会)に準拠すること。

ア 燃焼温度 : 850℃以上(900℃以上の維持が望ましい)

イ 上記燃焼温度でのガス滞留時間 : 2秒以上

ウ 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度 : 30ppm以下(O₂12%換算値の4時間平均値)
100ppm以下(O₂12%換算値の1時間平均値)

エ 安定燃焼 : 100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと。

オ エネルギー回収率

: 22.0%以上 (基準ごみ・年間を通した平常的な運転状態のとき)

20 公害防止基準

(1) 排ガス基準値

基準値はすべてO₂12%換算値とする。

項目	基準値
(1) ばいじん濃度	0.01 g/m ³ 以下 ^{※1}
(2) 硫黄酸化物濃度	15 ppm以下 ^{※1}
(3) 塩化水素濃度	25 ppm以下 ^{※1}
(4) 窒素酸化物濃度	45 ppm以下 ^{※1}
(5) ダイオキシン類濃度	0.1 ng-TEQ/m ³ N以下 ^{※2}
(6) 水銀濃度	30 μg/m ³ N以下 ^{※3}

※1 公定分析の測定値及び連続測定値の瞬時値により判断する。

※2 公定分析の測定値により判断する。

※3 公定分析の測定値により判断する。(連続測定値は参考とするが、法改正等により測定方法の変更を指示する場合は、連続測定値の100分平均値(想定)により判断する。)

(2) 騒音基準値 (敷地境界)

ア 施設の稼働

時間区分	朝	昼間	夕	夜間
時刻(時)	6:00~8:00	8:00~18:00	18:00~22:00	22:00~6:00
基準値	60dB以下	65dB以下	60dB以下	50dB以下

※なお、特別養護老人ホーム西宮恵泉の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、5デシベル減じた値とする。

イ 特定建設作業

区域区分	①の区域
作業可能時刻	7:00~19:00
基準値	85 dB 以下

(3) 騒音基準値 (居室)

室名	騒音基準値 (目標)
見学者廊下・ホール	NC45

(4) 振動基準値 (敷地境界)

ア 施設の稼働

時間区分	昼間	夜間
時刻(時)	8:00~19:00	19:00~8:00
基準値	65dB以下	60dB以下

※なお、特別養護老人ホーム西宮恵泉の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、5デシベル減じた値とする。

イ 特定建設作業

区域区分	①の区域
作業可能時刻	7:00~19:00
基準値	75 dB 以下

(5) 悪臭基準値 (敷地境界)

項目	基準値
アンモニア	1 ppm以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm以下
硫化水素	0.02 ppm以下
硫化メチル	0.01 ppm以下
二硫化メチル	0.009 ppm以下
トリメチルアミン	0.005 ppm以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm以下

イソバレラルデヒド	0.003 ppm以下
イソブタノール	0.9 ppm以下
酢酸エチル	3 ppm以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm以下
トルエン	10 ppm以下
スチレン	0.4 ppm以下
キシレン	1 ppm以下
プロピオン酸	0.03 ppm以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm以下
イソ吉草酸	0.001 ppm以下

(6) 悪臭基準値（居室）

項目	基準値
特定悪臭物質 22 項目（居室関係）	定量下限値未満

(7) 悪臭基準値（その他）

排出口における悪臭基準値は、上述する敷地境界における環境保全基準値を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た濃度とすること。また、排水に係る悪臭基準値は、上述する敷地境界における環境保全基準値を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度とすること。

(8) 排水基準値

施設からの排水（プラント排水・生活排水）は、いずれも適正に処理した後、下水道への放流を行う。そのため、排水に係る環境保全目標は以下の表に示す値とする。なお、排水の公共用水域への放流があれば、水質汚濁防止法の規制が適用されることや、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可が原則として必要になることに留意すること。

項目	項目	基準値	特定事業場			非特定事業場	
			①	②	③	④	⑤
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	●	●	●	○	○
	シアン化合物	0.3 [0.7]mg/L 以下	●	●	●	○	○
	有機リン化合物	0.3 [0.7]mg/L 以下	●	●	●	○	○
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	●	●	●	○	○
	六価クロム化合物	0.1 [0.35]mg/L 以下	●	●	●	○	○
	砒素及びその化合物	0.05 [0.1]mg/L 以下	●	●	●	○	○
	水銀及びアルキル水銀, その他の水銀化合物(総水銀)	0.005mg/L 以下	●	●	●	○	○
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	●	●	●	○	○
	PCB	0.003mg/L 以下	●	●	●	○	○
	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	●	●	●	○	○
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	●	●	●	○	○
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	●	●	●	○	○
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	●	●	●	○	○
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	●	●	●	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	●	●	●	○	○
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	●	●	●	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	●	●	●	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	●	●	●	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	●	●	●	○	○
	チウラム	0.06mg/L 以下	●	●	●	○	○
	シマジン	0.03mg/L 以下	●	●	●	○	○
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	●	●	●	○	○
	ベンゼン	0.1mg/L 以下	●	●	●	○	○
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	●	●	●	○	○
	ほう素及びその化合物	230 [10]mg/L 以下	●	●	●	○	○
ふっ素及びその化合物	15 [8]mg/L 以下	●	●	●	○	○	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	●	●	●	○	○	

項目	基準値	特定事業場			非特定事業場		
		①	②	③	④	⑤	
ダイオキシン類 ※ダイオキシン類対策特別措置法	10pg-TEQ/L 以下	●	●	●	○	○	
環境項目	フェノール類	●	●	○	○	○	
	銅及びその化合物	●	●	○	○	○	
	亜鉛及びその化合物	●	●	○	○	○	
	鉄及びその化合物(溶解性)	●	●	○	○	○	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	●	●	○	○	○	
施設損傷項目	クロム及びその化合物	●	●	○	○	○	
	温度	○	○	○	○	○	
処理可能項目	沃素消費量	○	○	○	○	○	
	pH(水素イオン濃度(水素指数))	●	○	○	○	○	
	BOD(生物化学的酸素要求量)	●			○		
	SS(浮遊物質)	●			○		
	n-ヘキサン抽出物質含有量						
	(鉱油類含有量)	5mg/L 以下	●	○	○	○	○
	(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下	●	○	○	○	○

※本施設が立地する区域は [] 外の数値の基準が適用される。

※排水量の区分は、①50m³/日以上、②30m³/日以上50m³/日未満、③30m³/日未満

④50m³/日以上、⑤50m³/日未満

※表中「●」は、基準値を超える水質の下水の排出が禁止されており違反した場合直ちに処罰されるもの(直罰基準)である。ただし、BODの直罰基準について、西宮処理区では3000mg/L未満、その他の処理区では600mg/L未満である。また、SSの直罰基準について、西宮処理区では2000mg/L未満、その他の処理区では600mg/L未満である。

※表中「○」は、基準値に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければならないもの(除害施設の設置基準)である。

(9) 雨水排水基準値

雨水については公共用水域への放流としており、水質汚濁防止法の規制が適用される。以下に示す基準値を遵守すること。

項目	基準値	
	一律基準 (水質汚濁防止法)	上乗せ基準 (県条例)
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	—
シアン化合物	1mg/L 以下	0.3mg/L 以下
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルピメト及びEPNに限る。)	1mg/L 以下	0.3mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	—
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	0.1mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	0.05mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀, その他の水銀化合物(総水銀)	0.005mg/L 以下	—
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
PCB	0.003mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	—
チウラム	0.06mg/L 以下	—
シマジン	0.03mg/L 以下	—

項目		基準値	
		一律基準 (水質汚濁防止法)	上乗せ基準 (県条例)
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	—
	ベンゼン	0.1mg/L 以下	—
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	—
	ほう素及びその化合物	230mg/L 以下	—
	ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下	—
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素、及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L 以下	—
有害物質 以外	pH(水素イオン濃度(水素指数))	5 以上 9 以下	—
	BOD(生物化学的酸素要求量)	160mg/L 以下 日間平均 120mg/L 以下	40mg/L 以下 日間平均 30mg/L 以下
	COD(化学的酸素要求量)	160mg/L 以下 日間平均 120mg/L 以下	40mg/L 以下 日間平均 30mg/L 以下
	SS(浮遊物質)	200mg/L 以下 日間平均 150mg/L 以下	50mg/L 以下 日間平均 40mg/L 以下
	n-ヘキサン抽出物質含有量		
	(鉱油類含有量)	5mg/L 以下	1mg/L 以下
	(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下	5mg/L 以下
	フェノール類含有量	5mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	銅含有量	3mg/L 以下	0.5mg/L 以下
	亜鉛含有量	2mg/L 以下	1.5mg/L 以下
	溶解性鉄含有量	10mg/L 以下	2mg/L 以下
	溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下	2mg/L 以下
	クロム含有量	2mg/L 以下	0.6mg/L 以下
	大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³ 以下	日間平均 800 個/cm ³ 以下
	窒素含有量	120mg/L 以下 日間平均 60mg/L 以下	—
	燐含有量	16mg/L 以下 日間平均 8mg/L 以下	—

※有害物質以外の基準のうち、上乗せ基準は、その他の特定事業場（その他の業種又は施設）排水量30～100m³/日未満のものに適用される。排水量30m³/日未満の場合は適用外である。

(10) 粉じん基準値

- ア 脱臭装置排気口出口 : 0.1g/m³_N以下
- イ 作業環境 : 0.15mg/m³_N以下（居室）、2.0mg/m³_N以下（工場内）

21 焼却残渣（焼却灰及び飛灰）基準値

「ダイオキシン類対策特別措置法」、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」において定められている判定基準及び大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）の受入基準を満足すること。

(1) 飛灰処理物の基準

ア 溶出基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロム又はその化合物	1.5 mg/L以下
砒又はその化合物	0.3 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下

1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
-----------	------------

イ 含有量基準

項目	基準値
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

(2) 焼却灰（主灰）

項目	基準値		
	大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準	セメント工場の受入基準	自主基準
熱しゃく減量	10%以下	—	5%以下
含有量基準（ダイオキシン類）	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下	—

22 白煙防止基準
設定しない。

第2章 性能保証・引渡条件等

第1節 性能保証

性能保証事項の確認については、施設を引き渡す際に行う引渡性能試験に基づいて行う。引渡性能試験の実施条件等は以下に示すとおりである。

1 保証事項

(1) 責任設計・施工

本施設の処理能力及び性能はすべて事業者の責任により発揮させなければならない。また、事業者は設計図書に明示されていない事項であっても性能発注という工事契約の性質上当然必要なものは、市の指示に従い、事業者の負担で施工しなければならない。

ただし、市の内規等一般的に公表されていない情報に基づくもの等、公告時点において事業者が把握することができない規定に基づくものについては別途協議を行うものとする。

(2) 焼却施設の性能保証事項

ア ごみ処理能力及びエネルギー回収率

イ 焼却条件（燃焼室出口温度、ガス滞留時間、一酸化炭素濃度、安定燃焼）

ウ 公害防止基準（排ガス、騒音、振動、悪臭、排水）

エ 焼却残渣（焼却灰及び飛灰）基準

オ 煙突における排ガス流速・温度

カ 非常時対応（非常用発電機による立上げ）

キ 作業環境基準

2 予備性能試験

(1) 引渡性能試験を順調に実施し、かつ、その後の完全な運転を行うために、事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に市に提出しなければならない。焼却施設の予備性能試験期間は3日以上とする。

(2) 条件方法等については、引渡性能試験に準ずる。

(3) 予備性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。

(4) 性能が発揮されない場合は、事業者の責任において対策を施し引き続き再試験を実施すること。

(5) 予備性能試験に必要な費用については、すべて事業者負担とする。

3 引渡性能試験

(1) 試験の条件

ア 予備性能試験報告書において引渡性能試験の実施に問題が無いことを市に報告、受理後に行う。

イ 引渡性能試験における施設の運転は、事業者が実施するものとする。また、機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等その他の事項は事業者が実施すること。

ウ 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。

エ 引渡性能試験の結果、性能保証値を満足できない場合は、必要な改造、調整を行い改めて引渡性能試験を行うものとする。

(2) 試験の方法

ア 事業者は、引渡性能試験を行うにあたって、引渡性能試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、市の承諾を受けること。

イ 性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を市に提案すること。

(3) 引渡性能試験の実施

ア 工事期間中に引渡性能試験を行うものとする。焼却施設の試験に先立って1日以上前から定格運転に入るものとし、引き続き本書に示す計画ごみ質及び実施設計図書の処理量を確認するため、3炉同時に3日以上連続して計測を実施する。

イ 騒音・振動・悪臭の性能試験実施日は、対象施設の稼働による影響を正確に把握できるように、他施設の稼働していない時を計画すること。

ウ 引渡性能試験は、市の立会いのもと、本書に規定する性能保証事項について実施する。

(4) 性能試験にかかる費用

引渡性能試験に必要な費用については、すべて事業者負担とする。

焼却施設の引渡性能試験方法

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	ごみ処理能力	本書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載された処理能力曲線以上とする。	(1) ごみ質分析方法 ① サンプリング場所 ホップステージ ② 測定頻度 1日あたり2回以上 ③ 分析方法 「昭52.11.4 環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達」に準じた方法及び実測値による。 (2) 処理能力試験方法 市が準備したごみを使用して、本書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載されたごみ処理能力曲線図に見合った処理量について試験を行う。	処理能力の確認は、DCSにより計算された低位発熱量を判断基準として用いる。ごみ質分析により求めた低位発熱量は参考とする。
2	排ガス	ばいじん	(1) 測定場所 ろ過式集じん器入口、煙突(触媒反応塔を設置する場合はろ過式集じん器出口を追加)において市が指定する箇所 (2) 測定回数 2回/箇所以上(各炉) (3) 測定方法はJIS Z8808による。	保証値は煙突出口の値
		硫黄酸化物 塩化水素 窒素酸化物	(1) 測定場所 ろ過式集じん器入口、煙突(触媒反応塔を設置する場合はろ過式集じん器出口を追加)において市が指定する箇所 (2) 測定回数 2回/箇所以上(各炉) (3) 測定方法はJIS K0103、K0107、K0104による。	SO _x 、HClの吸引時間は、30分/回以上とする。 保証値は煙突出口の値
		ダイオキシン類	(1) 測定場所 ろ過式集じん器入口、煙突(触媒反応塔を設置する場合はろ過式集じん器出口を追加)において市が指定する箇所 (2) 測定回数 2回/箇所以上(各炉) (3) 測定方法はJIS K0311による。	保証値は煙突出口の値
		水銀	(1) 測定場所 ろ過式集じん器入口、煙突(触媒反応塔を設置する場合はろ過式集じん器出口を追加)において市が指定する箇所	保証値は煙突出口の値

				(2)測定回数 2回/箇所以上（各炉） (3)測定方法はJIS K0222による。	
		一酸化炭素	30ppm以下（4時間平均） 100ppm以下（1時間平均） 乾きガス 酸素濃度12%換算値	(1)測定場所 煙突 (2)測定回数 2回/箇所以上（各炉） (3)測定方法はJIS K0098による。	吸引時間は、 4時間/回以上とする。
3	焼却灰	焼却灰の熱しゃく減量	焼却灰の熱しゃく減量を5%（乾灰）以下とする。	(1)サンプリング場所 焼却灰搬出装置または灰押出装置出口 (2)測定回数 2回以上（各炉） (3)分析方法 「昭52.11.4 環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達」に準じ、市が指示する方法による。	
		ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下	(1)サンプリング場所 焼却灰搬出装置または灰押出装置出口 (2)測定回数 2回以上（各炉） (3)測定方法は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成16年環境省告示第80号）による。	
4	飛灰処理物	<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 ・水銀又はその化合物 ・カドミウム又はその化合物 ・鉛又はその化合物 ・六価クロム又はその化合物 ・ヒ素又はその化合物 ・セレン又はその化合物 ・1,4-ジオキサン 	昭48.2.17 総理府令第5号「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」のうち、埋立処分の方法による。	(1)サンプリング場所 飛灰処理物搬出装置の出口付近 (2)測定回数 2回以上 (3)分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48.2.17 環境庁告示第13号）のうち、埋立処分の方法による。	
		ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下	(1)サンプリング場所 処理飛灰搬出装置の出口付近 (2)測定回数 2回以上 (3)測定方法は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成16年環境省告示第80号）による。	
5	放流水	BOD、pH、SS、鉛 他第1章第2節に定める項目	本書に示す排水基準	(1)サンプリング場所 処理水の出口付近 (2)測定回数 3回以上 (3)測定方法は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」による。	
6	騒音	敷地境界	本書に示す騒音基準	(1)測定場所 敷地境界線上の市が指定する4箇所 (2)測定回数	全炉運転時とする

				各時間区分の中で1回以上 (3)測定方法は「騒音規制法」による。	
		室内居室等	本書に示す騒音基準	(1) 測定場所 見学者廊下・ホール (2) 測定回数 同一測定点につき1回以上 (3) 測定方法 「日本建築学会の室内騒音評価法」による。	全炉運転時とする。
7	振動	敷地境界	本書に示す振動基準	(1)測定場所 敷地境界線上の市が指定する4箇所 (2)測定回数 各時間区分の中で1回以上 (3)測定方法は「振動規制法」による。	全炉運転時とする
8	悪臭	敷地境界	敷地境界の規制基準による	(1)測定場所 敷地境界線上の市が指定する4箇所 (2)測定回数 同一測定点につき2回以上 (3)測定方法は「悪臭防止法」による。	全炉運転時及び全炉停止時とする
		室内居室等	特定悪臭物質22項目 (定量下限値未満)	(1)測定場所 中央制御室、運転員関係諸室、作業員関係諸室、その他諸室、管理事務室 (2)測定回数 同一測定点につき2回以上 (3)測定方法は「悪臭防止法」による。	全炉運転時及び全炉停止時とする
		排出口 排水口	本書に示す基準値	(1)測定場所 煙突及び脱臭装置排出口、排水口及び臭気の排出口付近 (2)測定回数 2回/箇所・炉以上（煙突） 2回/箇所以上（脱臭装置） 2回/箇所以上（排水放流水出口） (3)測定方法は「悪臭防止法」による。	
		防臭区画	目視による煙の漏えい判断	(1)測定場所 防臭区画の各区画 (2)試験回数 1回/箇所 (3)試験方法 発煙筒によりごみピット・プラットホーム等の臭気を生じる室内に白煙を充満させ、防臭区画内に煙が流入していないか目視確認を行う。 なお、消防に連絡の上、測定中は自動火災報知機を無効化すること。	全炉停止時とする（引渡性能試験日とは別に、ごみ受入開始可否の最終確認として行う。）
9	ガス温度	ガス滞留時間	基準値 2秒以上	(1)測定場所 燃焼室出口及び触媒反応塔入口に設置する温度計による。 (2)滞留時間の算定方法については、市の確認を得ること。	測定開始前に、計器の校正を市の立会いのもとに行う。
		燃焼室 出口温度	指定ごみ質の範囲において基準値850℃以上		
		集じん機の 入口温度	実施設計仕様による温度以上		
10		作業環境中の ダイオキシン類濃度	炉室及び機械室（装置内等を除く）について管理区分を第1管理区域とする。	(1)測定場所 炉室、飛灰処理設備室、焼却灰搬出場、飛灰処理物搬出場、中央制御室、その他市が指定する場所。 (2)測定回数	

			1回/日以上 (3)測定方法は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露対策要綱」別紙1「空气中のダイオキシン類濃度の測定方法」(平成13年4月厚生労働省通達、平成26年1月10日基発0110第1号厚生労働省通達)による。	
11	煙突における排ガス流速、温度	—	(1)測定場所 煙突頂部付近(煙突測定口による換算計測で可とする) (2)測定回数 2回/箇所以上(各炉) (3)測定方法はJIS Z8808による。	
12	炉体、ボイラーケーシング、外表面温度	原則として80℃以下及び室温+40℃以下	測定場所、測定回数は、市と協議する。	
13	蒸気タービン発電機 非常用発電機	—	(1)負荷しゃ断試験及び負荷試験を行う。 (2)発電機計器盤と必要な測定計器により測定する。 (3)発電機自立運転及び電力会社との並列運転を行う。 (4)蒸気タービン発電機はJIS B8102による。ただし、電気事業法に基づき実施する使用前安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることも可とする。 (5)非常用発電機はJIS B8041に準じる。ただし、使用開始前の消防検査(試験方法は非常電源(自家発電設備)試験結果報告書に準じる。)の合格をもって性能試験に代えることも可とする。	
14	脱気器酸素含有量	0.03mg O ₂ /l以下	(1)測定回数 1回/日以上 (2)測定方法はJIS B8224による。	
15	緊急作動試験	電力会社の受電、蒸気タービン発電機、非常用発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であること。非常用発電機作動時にあたっては安定して施設を停止できること。	全炉定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。ただし、蒸気タービンの緊急作動試験は除く。試験時は10分間のブラックアウト後に非常用発電機を起動させること。	
16	非常時対応試験	商用電源を遮断したまま非常用発電機を用いて立ち上げから定格運転まで可能であること。	本施設の受電及び発電設備を遮断して行う。 測定方法等は本市の確認を得ること。	
17	その他			市が必要と認めるもの

第2節 整備期間終了後の引渡条件

工事竣工後、本施設を正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、「事業範囲」に示す「事業者が行う業務」に示す「ア 調査等に関する業務」の一部、「イ 本施設の整備に関する業務」のすべて、及び「エ その他の業務」の一部を完了し、「性能保証」に示す引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する検査を受け、これに合格した時点とする。

ただし、「事業期間」に示す工期ごとに、部分竣工したものとして取り扱うものとする。なお、詳細な区分については市と事業者との協議により取り決めるものとする。

第3節 本施設の基本性能及びその維持

本書に示す本施設の基本性能とは、運営・維持管理業務業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ施設の性能である。具体的には、「整備期間終了後の引渡条件」に示す正式引渡しまたは部分引渡時において、それぞれの施設について確認される施設の性能である。

事業者は運営・維持管理業務期間中、この基本性能を維持すること。

第4節 運営期間終了後の引渡条件

事業者は、本業務期間終了後において、次の要件を満たし、本施設を市に引き渡す。なお、引渡に要する費用は、事業者負担とする。

1 本施設の性能に関する条件

- (1) 本施設の基本性能が確保されており、市が、運営・維持管理業務編に記載のある業務を、事業期間終了後も2年間継続して実施することに支障のない状態であることを基本とする。
- (2) 建物の主要構造部に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であるものとする。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。
- (3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であるものとする。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。
- (4) 主要な設備機器等は、施設の安定稼働に支障のない性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む）は除く。
- (5) 事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。
 - ア 事業者は、「性能保証」に示す内容・方法の試験を実施し保証値を満たすことを確認すること。
 - イ 事業者は、全ての設備（プラント、土木・建築）について以下の確認を行うこと。
 - (ア) 内外の外観の検査（主として目視、打診、レベル測定）において、極度な汚損・発錆・破損・亀裂・腐食・変形・ひび割れ・摩耗等がないこと、浸水・漏水等がないこと、及びその他の異常がないこと。
 - (イ) 内外の機能及び性能上の検査（作動状況の検査を含む）において、異常な振動・音・熱伝導等がないこと、開口部の開閉・可動部分等が正常に動作すること、各種設備が正常に運転され正常な機能を発揮していること、及びその他の異常がないこと。
 - ウ 写真（本施設竣工当初の状況と比較できるように整理する）
- (6) 事業者は、引渡時に支障のない状態とすることを目的とし、運営期間18年目に第三者機関による機能検査を市の立会いのもとに実施すること。当該検査の結果、本施設が事業期間終了後2年間業務を継続して実施することに支障のないように、事業者の費用負担において、必要な補修等を実施すること。
- (7) 延命化工事を計画・実施する際、運営・維持管理事業者と設計担当は協力すること。

2 本業務の引継ぎに関する条件

- (1) 事業者は、市が、本業務を継続して実施するために、市へ業務の引継ぎを行うこと。
- (2) 引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本業務期間中における修正・更新内容も含む）、本書、運営・維持管理業務委託契約書に基づき、事業者が作成する図書に記載されている内容を含むものとする。

- (3) 事業者は、市が指定する、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ事業者が作成し、市の確認を得ること。
- (4) 引継ぎに係る運転指導は、本業務期間中に実施することとし、事業者は終了日から逆算して運転指導日程を計画すること。
- (5) 机上研修、現場研修、実施研修を含めて、運転指導期間は90日間以上とする。ただし、運転指導期間終了後も指導が十分でないとし、追加での指導を行うこと。
- (6) 運転指導は、必要な資格を有する者が実施すること。実施に際しては、市に、指導者の保有資格や業務経歴等を記載した指導者リストを提示し承認を得ること。
- (7) 炉稼働を伴う運転指導期間において、運転指導者は交代制により24時間施設に常駐すること。

3 その他

- (1) 本業務終了時における、上記を含む引渡し詳細条件は、市と事業者の協議により決定する。なお、協議は事業が終了する5年前までに実施すること。
- (2) 事業期間終了後の対応として、事業期間終了後2年の間に、本施設に関して事業者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準の未達成が発生した場合には、事業者は、自己の費用により改修等必要な対応を行うこと。

第5節 契約不適合責任

工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合に対して担保すべき責任（以降、「契約不適合責任」という。）は事業者の負担にて速やかに改修、改造、改善又は取替を行わなければならない。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、市は事業者に対し契約不適合の改善を要求できる。

契約不適合責任の有無については、適時契約適合検査を行いその結果を基に判定する。

1 契約不適合責任

- (1) 設計の契約不適合責任
 - ア 設計の契約不適合責任期間は原則として、引渡後10年間とする。
 - イ 故意または重大な過失により生じた契約不適合については、民法の定めるところによる。
- (2) 施工の契約不適合責任
 - ア プラント工事関係の契約不適合責任期間は原則として、引渡後2年間とする。ただし、市と事業者が協議のうえ、別に定めた消耗品についてはこの限りではない。
 - イ 建築工事関係の契約不適合責任期間は原則として引渡後2年間とする。ただし、市と事業者が協議のうえ、別に定めた消耗品についてはこの限りではない。建築工事関係の防水工事等については次のとおりとし、保証年数を明記した保証書を提出すること。
 - ▷ アスファルト防水 : 10年
 - ▷ 塗膜防水 : 10年
 - ▷ 合成高分子系ルーフィングシート : 10年
 - ▷ モルタル防水 : 5年
 - ▷ シーリング材 : 5年
 - ▷ 枯れ木保証 : 1年
 - ウ 故意又は重大な過失により生じた契約不適合については、民法の定めるところによる。
- (3) 運営・維持管理の契約不適合責任
 - ア 運営・維持管理の契約不適合責任期間は原則として、運営期間と同一とする。
 - イ 「運営期間終了後の引渡条件」に記載のとおり「市が運営・維持管理業務編に記載のある業務を、事業期間終了後も2年間継続して実施することに支障のない状態とすること」としている。事業者は、当該2年間に生じた契約不適合について、運営期間中の契約不適合と同様に責任を負うこと。ただし、市の運営・維持管理が原因の場合は、その限りではない。

ウ 故意又は重大な過失により生じた契約不適合については、民法の定めるところによる。

2 契約適合検査

- (1) 市は、施設や設置機器等の性能・機能・耐用等に疑義が生じた場合は、事業者に対し契約適合検査を行わせることができるものとする。事業者は、市との協議のもとに「契約適合検査要領書」を作成し、両者が合意した時期に契約適合検査を実施すること。
- (2) 契約適合検査にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (3) 本検査で契約不適合と認められる部分については、事業者の責任において改善・改修すること。

3 契約適合確認の基準

(1) 契約適合確認の基本的考え方

契約不適合責任期間における契約適合確認の基本的考え方は、以下の通りとする。

ア 使用上及び安全衛生上支障がある事態が発生した場合

イ 設計上(材質も含む)、構造上・施工上の欠陥が発見された場合

ウ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合

エ 性能に著しい低下が認められた場合

オ 設置機器の耐用年数が著しく短い場合

(2) 契約適合判定基準

契約不適合責任期間において、各設備の判定基準については市との協議により決定とする。

4 契約不適合の改善・改修

(1) 契約不適合責任

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合責任は、市の指定する時期に事業者が無償で改善・改修すること。改善・改修にあたっては、改善・改修要領書を提出し、市の確認を受けること。

(2) 適合判定に要する経費

契約不適合責任期間中の適合判定に要する経費は事業者の負担とする。また、契約不適合が改善しなかったことで発生した費用も事業者の負担とする。